

ほっと すぺ〜す

No.132
2021・10



全国手をつなぐ事業所協議会ニュース

今号では

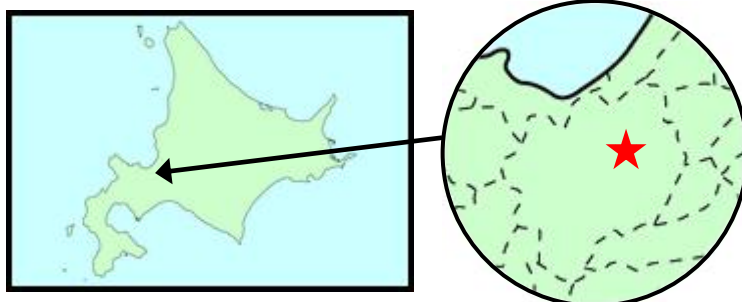
- ◆10月以降の障害福祉サービス事業者への感染防止対策支援について
- ◆令和3年4月の報酬改定についてのアンケート結果がまとまりました



【ほっ・と・あんしんセンターの皆さん】

全国の事業所から

(社福) 朔風
ほっ・と・あんしんセンター
《北海道 札幌市 東区》



ほっとすぺ〜す

今号の目次

No.132 2021年10月発行

- 3  令和3年10月以降の障害福祉サービス事業者への感染防止対策支援について
- 4  **アンケート** 令和3年4月の報酬改定についてのアンケート結果がまとまりました
- 16  **On The Frontline ～ 前線に立つ～**
明日は違うかもしれない、その熱を冷まさずに！
社会福祉法人 めやす箱（岡山県 倉敷市）
就労センターかなで 管理者 木村 豪志 さん
- 24  **全国の事業所から**
ほっ・と・あんしんセンター（北海道 札幌市 東区）
- 26  **日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル（東北ブロック・関東甲信ブロック）について**
障害者の文化芸術フェスティバル
- 28  **編集後記**

おしらせ

全国事業所協議会全国研修大会・岩手県大会について

今年度の全国研修大会は、岩手県が担当します。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現時点では2022年（令和4年）2月12日（土）の1日開催として、参集型とオンライン研修の併用型で実施する方向で検討を進めています。

なお、参集型による参加については、一部地域のみ限定して募集する予定で検討をしています。

現在、全国手をつなぐ事業所協議会の研修委員会にて開催テーマ等の詳細を検討しており、大会要綱等については、年内にお配りできるように準備を進めておりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願い致します。





全国事業所協議会より

令和3年10月以降の障害福祉サービス事業者 への感染防止対策支援について

新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波が落ち着きを見せたことから、19都道府県に発令されていた緊急事態宣言、ならびに8県に発令されていたまん延防止等重点措置も9月末日で解除されました。

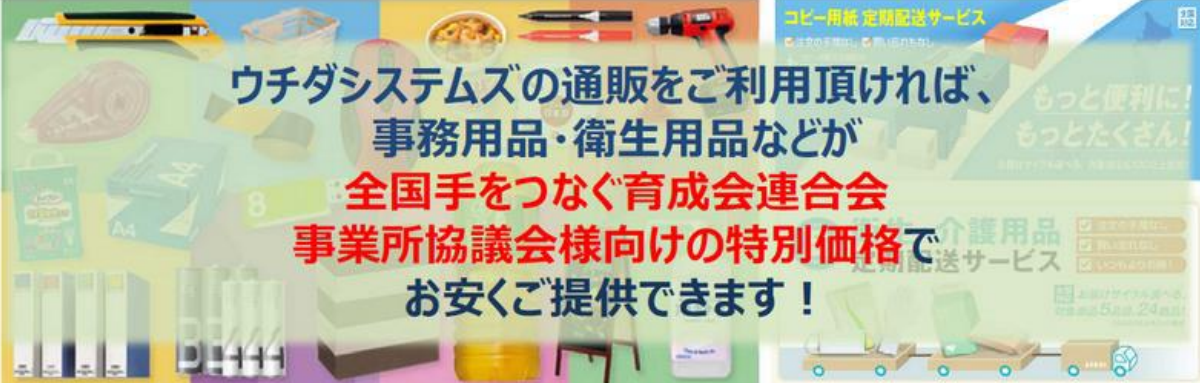
障害福祉サービスへの特例措置として、令和3年4月分から9月分までの請求に対し、新型コロナウイルス感染症対応として臨時の報酬特例（基本報酬の0.1%上乘せ）がありました。

10月となり、この臨時的な対応が期限を迎えたことから、国では障害福祉サービスに対し、感染拡大防止に関する「かかり増し経費」については、「報酬への上乗せ」から「実費補助」という形に切り替えることが決まりました。

補助の対象となる事業所は、基本報酬の0.1%特例の対象としていたすべての障害福祉サービス等事業所とされています。

また、補助の対象経費となるものは、令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用となり、国における制度設計時の考え方としては「平均的な規模の入所施設において平均3万円」とされており、金額の詳細についてはサービス種類別に上限額が今後設定される見通しです。

今後の都道府県や市町村からの案内にご注意をしておいてください。



**ウチダシステムズの通販をご利用頂ければ、
事務用品・衛生用品などが
全国手をつなぐ育成会連合会
事業所協議会様向けの特別価格で
お安くご提供できます！**

ポイント①


760万以上の商品を
**「事業所協議会の皆
様だけの特別価格」**
でご提供します！

ポイント②

**最短翌日配送のス
ピードで欲しいものが
直ぐに届く！**
※一部、対象外の地域有

ポイント③

**請求書を科目や事
業毎に分けることが
出来るので経理業務
が楽に！**



ご相談は下記までお問合せ下さい。
株式会社ウチダシステムズ 福祉施設営業部
TEL : 03-3537-0888



全国事業所協議会より

令和3年4月の報酬改定についてのアンケート 結果がまとまりました

令和3年4月から、全国手をつなぐ事業所協議会（以下、全国事業所協議会）では、この4月に会員事業所向けにアンケートを実施いたしました。

年度替わりの各種変更にかかる事務、報酬改定後の新たな体系による請求事務、理事会や評議員会等の準備と重なる時期でもありましたが、多くの会員事業所の皆さまにご協力をいただきありがとうございました。

このたび、アンケートの回答集計が済み、アンケート結果のまとめが出来ましたので、紙面を借りてご報告をさせていただきます。

今後はアンケート結果を基に、全国事業所協議会の政策委員会で検討を行い、国に対して政策提言ができるよう、準備を進めて参りたいと考えております。

今後も引き続き、会員事業所の皆さま方からのご意見やご要望がございましたら、全国事業所協議会事務局までお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（政策委員会 委員長 岩月 成臣）

全国手をつなぐ事業所協議会 令和3年度障害福祉 サービス報酬改定 アンケート結果 まとめ

回答事業所数：130事業所

令和3年度の報酬改定により、事業所がどのような影響を受けているのか把握し、課題を明確にすることを目的にアンケート調査を行った。

回答結果を確認するとサービス種類によっては回答数が少なく、評価できない状況となったことは残念に感じた。

これは、全国的に障害サービスが増えている事業と比例しているのかもしれませんが。

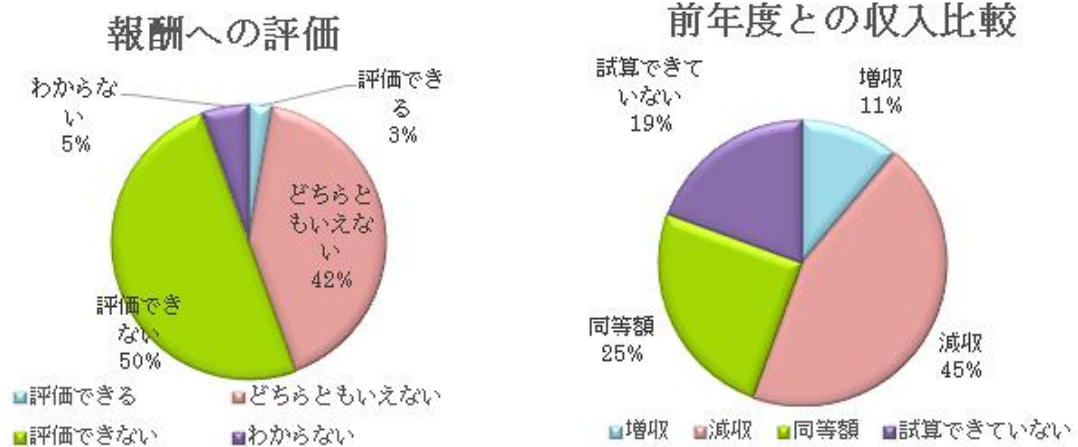
※各事業のコメントは、一部を掲載しています。

【回答数が少ない事業】10か所未満の事業

○入所支援	回答事業所（実施事業所）	5か所
○自立生活援助	回答事業所（実施事業所）	3か所
○地域生活支援拠点	回答事業所（実施事業所）	2カ所
○就労継続支援A型	回答事業所（実施事業所）	5か所
○就労定着支援	回答事業所（実施事業所）	5か所
○放課後等デイサービス	回答事業所（実施事業所）	7か所

◆居住支援

○共同生活援助事業 回答事業所（実施事業所） 36か所



どちらともいえない

- 報酬単価減少だが、重度障害者支援加算が区分4も対象になったことで、多少の増収。
- 重度者支援への対応は一定の評価をしているが、一人暮らしを目的としたグループホームの利用を妨げる可能性が有る。
- 日中サービス支援型で24時間支援体制での医療的ケアへの看護師配置は難しい。
- 利用者の高齢化が障害支援区分にきちんと反映されるか危惧している。介護認定とリンクさせる必要がある。

評価できない

- 区分3以下の利用者に対する支援体制の低下は免れない。
- 夜間支援体制加算は、必要な労力は区分に関係なく評価されるべきである。
- 今までと同様の支援の継続が難しくなることが予想される。
- 基本報酬の大幅な減少はグループホームの閉所や軽度の利用者のグループホーム利用を妨げる要因になる。
- 夜間支援加算を区分分けするなら支援区分の基準についても改正が必要。
- 軽度区分の報酬減は、疑問である。
- 区分3と区分4の線引きが曖昧である。
- 支援区分＝支援量ではない現実を理解していない。

看護職員の配置



夜間職員の増員



【共同生活援助の総評】

脱入所施設、地域で生活を進める流れとして、グループホームが各地で展開されてきました。

親亡き後、住み慣れた地域生活を維持する環境を整えており、そこには区分に関係なく、見守りや配慮をしながら生活しております。今回の改正では区分での線引きが明確になり、区分のあり方やグループホームの今後の在り方をも変えて行くのではないかと危惧しております。

大きな課題は担い手不足であり、夜間の加算がついても職員確保が難しい状況となっている。

◆通所支援

○就労継続支援B型事業 回答事業所（実施事業所） 103か所

報酬改定への評価



前年度との収入比較



評価できる

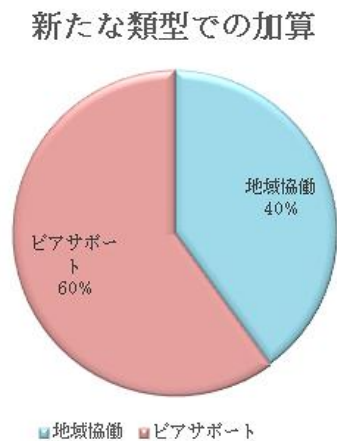
- B型の主たる目的と報酬体系がマッチングしている。運営側も目指す方向性の明確化を図ることが出来る。
- 新体系により、平均月額にとらわれず活動できるようになった。（報酬単価への課題はある）実質職員のみが作業していた事業所は転換時期になる。
- 食事提供加算や送迎加算が延長された。
- 作業が難しい高齢利用者がいる事業所にはメリット。
- B型の重度加算・送迎加算の見直しが必要。
- 区分限定の無いB型を見直し、障害区分に対しての加配を認めるべき。

どちらとも言えない

- コロナ禍の影響を今後も受ける可能性が多く、工賃金額の確保が難しい。
- 施設外就労が、加算から外れた事が減収。
- 軽度者は高工賃の施設、重度者は低工賃の施設へといった潮流はさげがたい事である。低工賃の施設であっても福祉施設の役割を果たしている。
- 他事業との差別化が分かりにくくなった。
- 中間区分が細かくなった分、目標が立てやすくなった。

評価できない

- B型は就労が難しい利用者が通所するところなので、工賃で差をつけることは根本的におかしい。
- コロナ禍以前の状況に戻ることは考えにくい。
- 施設外就労加算の廃止による減収。



○就労移行支援事業 回答事業所（実施事業所） 14か所

報酬改定への評価



前年度との収入比較



評価できる

- 就労定着者数を単年で評価することは、毎年経営状況が変わる可能性が有る為、2年間の実績への変更は非常に効果的な改正。実情に沿った改定だと思う。
- 就職するタイミングが利用者の理想通りに調整できるようになった。（どちらとも言えない）
- 2年間の年限では、コロナ禍の影響を確実に受ける。

評価できない

- 地域によっては、就労先の企業が少ない所では難しいと思われる。
- 小規模事業所にとっては難しい内容。
- この事業は、維持が問題であり、その部分の改善には繋がっていない。

わからない

- 就労定着者がいない。

【就労に関する総評】

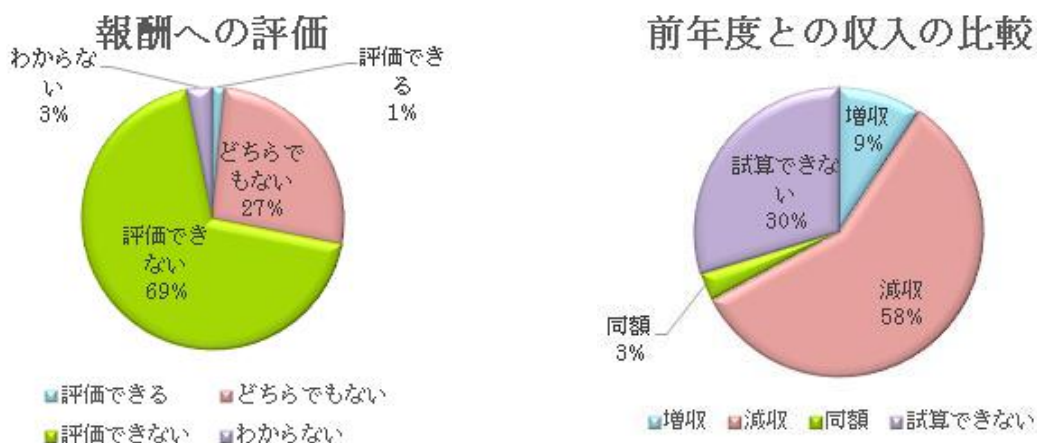
就労移行については企業へ就労していく事で、今回の改正でのメリットが大きく感じることが出来るが、地域によっては就職先が少ないという現実もあり、コロナ禍も大きく影響されていると思う。

この事業は利用者を上手に就労させる流れを作ることが大きな鍵となる。

就労継続支援B型事業は、新たな体系が示されました。その評価については2つに分かれる意見がありました。工賃アップを進めている事業所については、新たな体系は、就労という線引きが見えづらくしてしまっていると感じており、一方で障害の重度化、高齢化が進んでいる事業所にとっては選択支が増え、評価していると感じました。

工賃体系での評価は、報酬体系を細かく示したことにより、事業所の目標設定がしやすくなったという高評価が多く、働く事に力を注いでいる事業所にとっては一段と評価された報酬体系になっていると感じている。重度の方が多事業所でも、工賃収入が多く、それが報酬に跳ね返るので、分かりやすい仕組みになっている。B型事業の中に2つの体系が出来たことで、どちらも大きなニーズがあると思うので、新体系の報酬内容が今後の課題と感じている。

○生活介護 回答事業所（実施事業所） 64か所



評価できる

○重度者や要医療的ケア者に手厚い点

どちらとも言えない

○全体的に基本報酬が下がったことによる運営の影響は大きい。軽度の方に対する支援が、全体的に報酬が下がっている。基本的な活動自体は区分によって大きく変わることはない報酬面の減は運営側の負担増に繋がる。

○人材不足により最低限の配置しか出来ず、加算がとりにくい現状。報酬体系と運営負担とが比例せず、厳しい運営状況。

○重度者の単価は増やしても、軽度者の単価は減らす必要はない。

○加算要件が厳しくなり、加算分が減り、結果全体的にマイナスになっている。

○利用者への支援が正しく評価される報酬構造にしてい欲しい。

評価できない

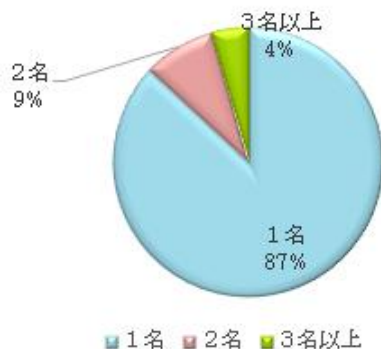
○軽度者が多い事業所は、今回の改正で支援員の確保はもとより、サービスの質の低下になりかねない。

- 年々、高齢化に伴い事業所での支援は厚くなる一方、支援区分が3・4から上がる事がないのは何故なのか疑問に感じている。
- 知的障害・精神障害の方は支援区分3・4が多く、報酬が下がった為、事業所運営に致命的なダメージとなる。
- 生活介護事業全体の士気を下げ、質の低下につながる恐れがある。
- 生活介護事業は、区分に関係なく支援度の高い方が多く通所しており、ギリギリ対象外の方も多く、人との関わりが多く必要です。報酬が下がることで、最終的には人件費に大きく影響します。
- 今回の改定では、支援区分4以上の差異が明確。「支援法の主旨」である「支援を多く必要とされる方に厚く支給が行われる」と言う基本を逸脱している内容に感じる。支援区分数値以上の支援を必要とする利用者が多数利用されている事業所の現状もあまり認識していない改定。

常勤看護職員の配置



常勤看護職員の人数



【生活介護の総評】

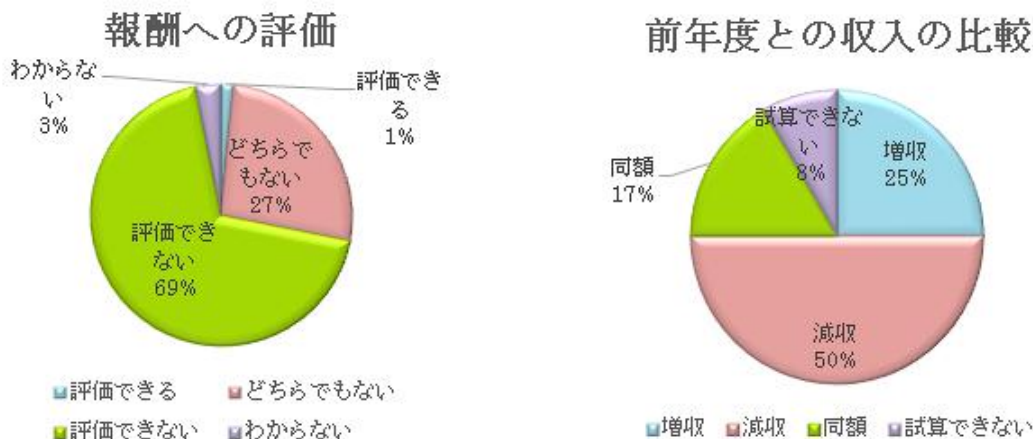
今回の報酬改定では、生活介護事業の収入は前年度と比べると減収となり、評価できないと感じている事業所が多かった。明らかに基本報酬を減算する事で、事業自体の取り組みへの評価がされていないと感じました。

全体的な基本報酬が下がったこと、軽度者の評価が下がり、加算ありきの算定に評価できないの聲が高まったとみられる。区分の在り方も見直す必要があると思うが、報酬が減ることにより、一番は人件費に響いてくるため、職員の確保も難しくなる。就労継続支援B型のように、評価内容が明確になれば目標も見えてくると思うが、その基準が見えない。その分、活動内容にも幅があり、利用者に合わせた活動が出来ていると思う。何かしら活動に対する評価基準があると進みやすいのかもしれない。

常勤の看護職員について、加算が増えましたが、配置予定が無いというのが半分以上となっている。

8時間雇用できる収入も厳しく、そこまで現状では医療的ケアをしている事業所が少ないのが実情かもしれない。重度者や医療的ケアが必要な方にとっては、大きな改正に繋がっているが、事業所が受けられる支援技術が伴わない状況があることも事実だと思う。今後、生活介護も類型が2つ必要になるのかもしれない。

○相談支援事業 回答事業所（実施事業所） 64か所



評価できる

- サービス等利用計画作成前の面接、サービス終了時の引継ぎなどを報酬評価する事となったことから、今まで無償で行っていたことから、収入確保に繋がる。
- 報酬的には恵まれない状況で苦しい運営をしてきたので、少し報われたと感じている。
- 従来、無償で行っていた支援に報酬が出るようになったこと。

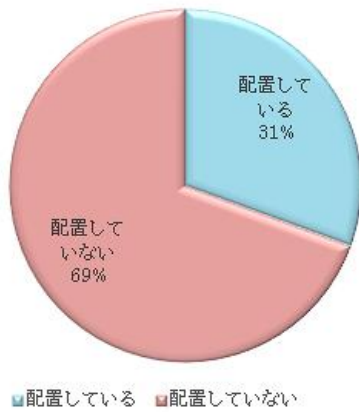
どちらとも言えない

- 単価は増えましたが、経営は非常に苦しい状況は変わらない。
- 現状の状況によっては増収にならない事業所もある為、取得できる加算が少ない。加算内容についてのガイドライン等もなく、算定要件を満たすことが出来ない。仮に要件を満たしても通所事業と違い、算定するまでに整備すべき項目が多すぎる。
- 現状、兼務で相談支援員を配置せざるを得ない。
- 専従者2名を擁しているも、現任研修受講者がいないと加算対象外となる為、加算の実感はない。
- 集中支援加算が出来た事で、元々、臨時モニタリングを認めていたものが認められなくなり、安定的な事業運営に資するための報酬改定のはずが、その部分は改悪になっている。自事業所は臨時モニタリングを月に10件、20万円の収入のはずが、3万円となり難関見込んでいた予算も大幅に変わってくる。
- 相談支援が評価された改定であるため、赤字経営の相談支援事業所は将来に希望が持てる内容だと思いますが、経営面からは現状での常勤職員や専従職員体制が確保されていません。その為、報酬改定に沿った体制整備を構築しなければならず、どちらともいえない。

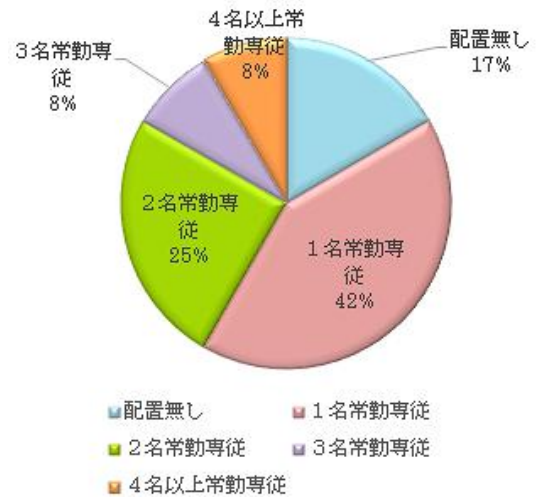
評価できない

- 加算部分が基本報酬に組み込まれただけで変化がない。小規模事業所への配慮がされたことは評価できるが、基準が分かりにくい
- 運営できる単価ではない。
- 利用計画・モニタリングの件数ではなく、基本報酬で困難ケースや時間を要するケースにきちんと対応できる報酬体系にすべきである。

主任専門員の配置



常勤の相談支援専門員の配置



【相談支援の総評】

この事業については、元々、厳しい事業運営だったので、改正され評価されたと思ったが、評価できないと回答した事業所が半数以上だった。その要因は集中支援加算が出来たことで、今まで受けていたものが廃止になり減収になった事や加算が増えたが、ハードルが高く対応が出来ない状況もある。制度を上手に使わないと収入増には繋がらず、安定した運営を維持する事は出来ない。地域生活を送る上で、相談支援事業は本人にとって重要なものである為、小さい事業所でも安定した運営が出来るような加算体系が必要になる。

◆芸術活動の実施状況 57 / 130か所

半数には満たないが何かしら行っている事業所が多い。

★看護職員等配置についての意見（一部記載）

- 今後整備を進めていくには、医療業界同等の処遇を出せるくらいの加算が必要。
- 8時間の常勤として看護職員を確保するだけの医療支援を伴う利用者はいない。
- 医療的ケア児の報酬が医療的判定スコアを基に設定されることで、収入増となり安定的な事業所運営に繋がる。
- 医療的ケアが必要な方を受け入れるキャパシティが無い。
- 看護師に限らず、専門性の高い職種としての位置づけを確立することで、従事者の収入が増えることを望む。
- 医療的なケアが必要な方の活動場所が多くなると良いと思うが、加算だけでは新たに手をあげる所は無いと思う。恒久的な制度としてケアが必要な方を受け入れやすい仕組み作りが必要ではないか。
- 新たに医療的ケアの方の受け入れを実施しようとするハード面ソフト面において、膨大な内容の整備が必要になる。

●国への政策提案・要望（皆様からのコメント一部）

○軽度の方への支援においても、現状の支援は欠かせず、報酬が下がることによって、軽度の方への支援がままならなくなることを懸念している。

- 地域格差が大きい。北海道は移動も大変であり、冬季の経費も膨大であるが、一律報酬となっている。
- 雇用する事が困難な企業もある為、福祉事業所に仕事を出すことも評価できる基準となってくれば、工賃アップにも繋がり、企業にとってもプラスになる。
- 報酬改定の時期は書式等ホームページへのアップを少しでも早くしてほしい。
- B型事業所における重度障害者支援のさらなる充実をお願いしたい。
- B型の施設外就労加算が無くなり、非常に経営の危機に瀕している。復活を強く願う。
- 必要な部分を加算で評価する事は理解できるが、基本の部分をしっかり確保した上での話だと思う。安定した運営が職員の雇用の継続に繋がり、支援の質の維持にも影響します。
- 平均工賃の算定方法について、利用者の利用日数等を加味した加重平均を認める事が望ましい。
- 福祉職員の地位向上といわれているが、地位の向上は賃金の向上であり、賃金向上を考えるのであれば、報酬単価の大幅な向上がなければかなわない。
- 加算を充実させて、支援体制や内容を充実させている事業を評価するのは理解できるが、基本報酬が下がるのは経営的に厳しい。
- B型の工賃体系の上方を更にUPして欲しい。4万5千円から上の部分を5万、6万、7万など更に工賃を上げる努力目標になると思う。
- 工賃が一番評価しやすい項目なのはわかるが、もっと他の支援についても評価されても良いのではと思う。
- B型の新たな類型を次回の報酬改定では、多機能にすることを踏まえ、C型といった別累計で検討して欲しい。
- 就労継続支援A型・B型、就労移行などと大きな報酬改定があり、より精密な取り組みが求められている。特にB型では今後C型となりうる報酬区分が設定され、利用者側にとっても選択しやすい施策と感じた。一方で、改定後の対応に間に合っていないケースもあり、事業所側として不安を感じる。早めの情報開示や書式設定を進めて欲しい。
- 相当な努力をしないと平均工賃は上がらないので、3万円以上の所は、もう少し評価されても良い。
- 当作業所は、給付費に占める施設外就労加算が大きく、この度の廃止で給付費の大幅な減少が生じる。
- 国として決定の前に現場の実態を見て欲しい。
- B型の工賃向上の為に、県や市区町村が積極的に作業の斡旋をして欲しい
- 弱小法人にも光を上げて頂き、職員の給与アップ、モチベーションアップに繋げ、利用者のさらなる福祉工場に寄与できる政策をお願いしたい。
- 加算だけではなく、人件費の高騰を配慮して基本報酬を上げて欲しい。
- 親亡き後の政策に重点を置いて欲しい。
- NPO法人など、小規模事業所に対する支援が薄すぎる。
- 利用者・家族・職員が希望を持って、安心して暮らせる施策の実現を強く願う。

全国手をつなぐ事業所協議会 令和3年度障害福祉 サービス報酬改定 アンケート結果 総評

【居住支援】

入所支援実施 5か所

- ・対応事業所が少ない為、評価自体が難しい。

共同生活援助 36か所

- ・居住支援の中で、最多所数。
- ・評価に対しては、どちらともいえない15・評価できない18が中心。
- ・区分3以下の減収、障害特性や高齢化による対応についてなど、区分が低くても必要になる支援についての評価を求める声大きい。
- ・看護師配置を行わない26、夜間支援員の増員を行わない32、報酬改定前の給付費収入に比べての変動 減収になる見込み16など。
- ・加算条件を満たせない、また職員配置に苦慮している様子が伺える。

自立生活援助 3か所

- ・対応事業所が少ない為、評価自体が難しい。

地域生活支援拠点 2か所

- ・対応事業所が少ない為、評価自体が難しい。

【通所支援】

就労継続A型 5か所

- ・対応事業所が少ない為、評価自体が難しい。

就労継続B型 103か所

- ・最も多い事業所数。
- ・評価できる20の声もあるが、どちらともいえない51、評価できない26が中心。
- ・最も意見の多い事業所であり、事業所からの関心が高い。
- ・増収34があるものの、減収25、同等28で半数を占める。
- ・2類型（工賃体系。新たな体系）に分けられた就労継続B型であるが、新設を実施したところは6で97は現状通り。
- ・就労が難しい利用者が利用する就労継続B型の在り方そのものやその評価設定を求める声が多い。
- ・区分設定の評価の声もあり。
- ・新設の就労・生産活動参加型の評価が低すぎるため、そちらへの意向が難しいと判断する事業所が大多数を占める結果となった。

就労移行 14か所

- ・対応事業所数が少ない。
- ・評価できる3。
- ・就職定着者数を単年度評価から2年間の実績へ変更等の柔軟化等、運営が厳しい事業所の経営安定につながる改定は評価あり。ただ、どの事業でもいえることであるが、大規模事業所にとっては恩恵があり、小規模には厳しい内容であるとの

指摘もあり。

就労定着 5か所

- ・対応事業所が少ない。期間設定の撤廃を訴える声あり。

生活介護 64か所

- ・B型に次いで多い事業所数。
- ・評価できるは1、どちらともいえない17、評価できない44と評価できないが大多数を占める。
- ・全体的な基本報酬が下がったこと、軽度者の評価が下がり、加算ありきの算定に評価できないの声が高まったとみられる。
- ・常勤看護師配置が可能な事業所は20と1/3程度。2名は2、3名は1など、加算対象の配置が可能な事業所はゼロに等しい。また減収37と半数以上の事業所が減収となる見込み。

相談支援 64か所

- ・生活介護に次いで多い事業所。
- ・どちらともいえない17、評価できない44と、評価できないの声が大多数を占める。
- ・基本報酬が上がった点、モニタリング月以外の加算等の評価はあるもの、全体的な報酬や相談に対する評価はまだ低いとの判断が多い。
- ・主任相談支援専門員や常勤配置の難しさがあり、収入も減収が18と多くの事業所が収入においての改善が見られていない。

放課後等デイサービス 7か所

- ・事業所が少ない為、評価が難しい。
- ・評価できる2、どちらともいえない5であるため、どちらかといえば評価が出来る内容とも見える。
- ・減収続きの放課後であったため、増収になるわけではないが、横ばいとの評価。

◆芸術活動の実施状況 57/130か所

- ・半数には満たないが何かしら行っている事業所が多い。

◆看護職員等配置

医療的ケアが必要な方の受入に対する加算としては評価する声が上がっているが、この加算では看護師の確保は厳しいとの声もあり。加算だけの枠組みでは手を挙げるところが増えない等の指摘もあり、基本報酬の在り方含め、小規模の事業所でも手を上げやすいシステムにすべきであるとの見解あり。

◆国への政策提案・要望

報酬改定について、運営に大きな影響を与える改定だけに、現状より早めの情報開示や公表をしてほしいとの声が多かった。また人員確保するためにも加算対応ではなく、基本報酬を上げてほしいとの声や小規模事業所の実態として、現状の運営の難しさを加味して報酬改善を願う声、現場の声を反映してほしいとの意見も多い。更に、地域格差が大きいと、都道府県一律はどうなのかという意見、B型事業を多くの法人が担っていることもあり、利用者の重度化による事業所運営の難しさや工賃向上に対する否定的な意見が多くあり。現場の実態と報酬設定に大きな差がみられるため、その改善を願う声が上がっている。

【アンケート集約結果より】

今回、回答数が10事業所に満たない事業についてはグラフ化できず、申し訳ありませんでした。一生懸命にご回答頂いた内容ですので、今後も全国事業所協議会の政策委員会での検討材料にしていきますので、よろしくお願い致します。

アンケート回収が一番多かった事業は就労継続B型事業で、次に生活介護事業と相談事業が同数で、次に居住という回答数でした。協議会に加盟している事業に比例している数字になっているのかもしれませんが。

就労系ではB型事業について、工賃体系で報酬体系を細かくしたことで、高評価の意見が多く、工賃収入が上がれば、事業所収入も上がるという分かりやすい構図になっているので、事業所の目標も明確に持てるという利点があり、国が求めている働くB型がより鮮明になりました。一方で、新類型が示されたことで、B型のイメージが変わり、働くことに趣を置かなくても良いのではという発想にシフトされ、生活介護や地域生活支援センターに近い事業になっていく様な、事業が見えづらい状況になってくるのではと危惧されるので、この類型が今後どのように進んでいくのか注視する必要があります。

次に就労移行では地域格差が大きい事業で、企業への就労が無いと事業自体が成り立たない制度だが、コロナ禍という事もあり就職先が無いという切実な問題が浮き彫りになっていました。地域の活性化がこの事業の鍵の一つになっているのかもしれませんが。

生活介護事業とグループホームは区分によって明確な線が引かれました。これは区分の重い方の事業という事になります。勿論、重度者や医療的ケアの必要な方については、看護職員の配置での加算があり、グループホームでは夜間体制の加算が付き、活動の幅が広がったことは事実ですが、区分の軽い方も支援が足りないわけではなく、見守りやその環境だからこそ安定という面もあり、支援の実績を評価していないと感じている。区分の示し方にも課題はあるが、今後のこの事業に求められる内容が大きく変わる可能性もあるので、協議会としても声を上げていく必要がある。

相談事業については、今まで赤字経営といわれていた事業だが、支援体制を整えることで大きく変わる状況にもなり、良い面も見られている。国が進めている地域生活支援拠点との関係でも相談支援が軸となるので、より重要性が問われてくると感じた。

3年に一度、報酬改定が行われ、私たちの事業はそれに合わせて進み、事業所の規模によっては厳しい運営状況に陥ることも想定されます。今回、その様な危機感を感じ、全国事業所協議会として政策委員会を立ち上げ、現場の状況を国に提言できるような体制づくりを進めております。今まで、積み重ねてきた事業所の歴史をこの先の未来に繋げ、利用者の活動の場、生活の場を守っていく為にも、引き続き皆様のご意見を提言に変えられるよう、全国事業所協議会として考えております。今後は事業分野ごとの専門部会を作り、そこでの勉強会や意見交換等を通して、形になればと考えております。会員の皆様のご協力をお願い致します。

（全国手をつなぐ事業所協議会 政策委員会）

On the frontline

～前線に立つ～

「On the frontline ー前線に立つー」の対談も第5回です。このコーナーは障害福祉を支える「人」にスポットライトを当てます。

今回は岡山県倉敷市にあります社会福祉法人めやす箱、多機能型事業所 就労センターかなで 管理者の木村 豪志さん（33歳）です。倉敷市といえば思い出すのが3年前（2018年）の平成30年豪雨です。めやす箱での被害は無かったようですが、被害を受けた地域の様子が、幾度もテレビで映され記憶に残っています。

さて、木村さんはめやす箱での仕事を一度退職し、2年間の民間企業での障害福祉を経験したとのこと。いろいろな思いを経て、再度めやす箱に戻られた経歴を持っています。今回はその経験と障害福祉への思いを聞くことができました。

第5回

明日は違うかもしれない、その熱を冷まさない！



社会福祉法人めやす箱
就労センターかなで 管理者 木村 豪志 さん

【松崎】 本日は、よろしくお願いします。

木村さんは現在33歳ということで、いままで紹介してきた方の中で最年少となります。また法人を一度退職されて、戻ってこられたという経験をしておられますね。一口に障害福祉と言っても幅は広く、関わる方の「思い」はそれぞれ、また長い人生のどの辺りで関わるか、それによって答えの出し方は違ってくると思います。何が木村さんをして障害福祉に引き付けているのかお聞きしたいと思います。

奇しくも木村さんは、ちょうど私の半分の年齢。若き管理者ですよ。これからリーダーとしての活躍の場が広がると期待されているのではないのでしょうか。福祉を目指したきっかけはありましたか。

【木村】 よろしくお願いします。

社会福祉法人めやす箱で多機能型事業所 「就労センターかなで」で管理者をしています、木村と申します。

愛媛県四国中央市の生まれで、田舎町で何も考えず高校3年生になりました。漠然と大学選びをする中で、高校の友人で誰も福祉に対して興味を持っていなかったことに逆に興味を持ち、その当時の支援学校の運動会や特別養護高齢者施設へのボランティアを踏まえ、社会福祉士の国家資格に興味を持ち、岡山県の川崎医療福祉大学に進学することになりました。

入職したのは11年前になります。大学を卒業するころは福祉に深い思い入れもなく、一般企業に就職をしようと思っていましたが、大学の友人にめやす箱を紹介され、実習を踏まえて入職しました。その当時、めやす箱はNPO法人で、事業所数も今より少ない状況でした。軽い気持ちで面接し、すぐに採用という形になりました。

生活介護の事業所で5年間勤め、その後、2～3年は児童発達支援、生活介護と渡り歩きました。しかし24歳の時に難病にかかり、その病状もあって入職から8年経過した頃に一度退職しました。その後、株式会社に就職し、2年くらい企業で働いていました。しかし、めやす箱でまだまだ出来たことがあったのではないかと思うようになり、理事長から戻ってきてもいいと言ってもらい、再入職することとなりました。それから約2年、今は就労支援の事業を中心に担当しています。

【松崎】 福祉大学から入職されたということですが、このところの福祉大学卒業者は福祉に就職しない方が多いと聞いています。11年前はどうでしたか？

【木村】 そうですね。私の学科には200人ほどいましたが、福祉系へ進む人は半分に満たなかったかと思います。一般就職や公務員になる人が多いですね。

【松崎】 木村さんはその中で、福祉に進まれた。それはどんな思いがあったのでしょうか。ちなみに私も大学を出て公務員になった口です。35歳で辞めて作業所を始めて今日まで来ています。



【木村】 高校時代にボランティアをしていて福祉に興味があり、大学も福祉系に進みました。福祉系の大学に進んだのに、その道に進まず、福祉に携わらないのは納得がいかなかったんです。企業に就職するにしても福祉系に進みたいと思っていました。

【松崎】 その思いでNPO法人めやす箱に入られ、いろいろな経験を積んだのだろうと思いますが、そこでいったん退職されて民間企業に行かれてしまう。入職した頃の思いになにか起きたということですか。

【木村】 正直なところ、大学時代の実習先で児童施設に配属されたときに結構な仕打ちをうけてしまったんです。良かれと思った支援が上手くいかず、自分は児童には向かないと思いました。指導ということが難しかった。高齢者などの支援とは異なり、障がい者分野での思い描いた支援もまた入職した頃と8年経つ頃とでは難しさや支援の違いに気づいていました。福祉に対しての想いに限界を感じてしまったのかもしれない。「こうあるべき」という理想と支援の難しさのバランスに気持ちが追い付かず、崩れてしまったのだと思

います。色々な経験の中で、上手くいかないことが続きました。それで、寄り添う支援が出来るところへと思い、退職しました。

民間企業へ就職した際にも児童支援でサービス管理責任者となり、一年後には生活介護の立ち上げに携わりました。教育のテキストなども自主制作していました。児童発達支援での療育にはそのテキストを使用していました。民間へ行くと、もちろん収益や売上が求められました。

【松崎】 その2年間で働いてみて思うところはたくさんあったと思われます。

民間には民間の経営方針がありますよね。めやす箱との違いはどういったものでしたか？ また、めやす箱に戻ろうと思ったのはなぜですか？ その経緯を教えてください

【木村】 民間の方は軽度の方が多く、教材を用いてスキルを伸ばしていくという方法で支援をしていました。それは生活介護でも使える内容で、生活介護でも利用していました。地方の民間企業ではありますが、全国に展開している所でした。

めやす箱を辞める時は管理者をしていましたが、出来ること出来ないことで悩んでいました。その中で限界なのではと思っていました。辞めてからそれは独りよがりだったことに気づきました。人に相談していなかったんです。

後になって、めやす箱では職員の皆さんに支援に対する熱量があるなと気づきました。岩月理事長は人の思いに対して答えてくれる方でした。もう一度独りよがりではない支援に挑戦したいと思って、復職させていただきました。



【松崎】 職員の熱量と言われましたが、民間との熱量の違いはそれほどあったわけですか？

【木村】 民間は役割や私の認識もありましたが、売り上げの話が中心に感じてしまっていました。めやす箱はまず支援ありきで、売り上げの確保は良い支援をしていけばついてくるということに重きを置いています。良い支援をしていけば、利用者は集まってくると。支援の満足度を上げることが中心です。その違いを感じました。

運営者として売り上げはもちろん考えなくてはならないことですが、職員は支援を中心にして、売り上げはあまり気にすることなく働く環境がある。めやす箱ではそれを実現していく熱量を感じました。退職した際は一度福祉から離れようかとも思いましたが、民間で2年働き、めやす箱から2年間離れてみると、もう一度めやす箱で自分にできることがあるのではないかと、盛り上げていけるのではないかと考えたんです。31歳の時に戻り、それから約2年半が経ちました。

【松崎】 同じ障害福祉でも、民間企業での職業経験はなかなか聞ける話ではないので、大変貴重です。当時はやれないと思ったその心の迷い、今はめやす箱に

戻って解消されましたか？

【木村】 法人理念に働きやすさを掲げていますが、職員には離職する人もいます。就労移行支援では最終目標として就職がありますが、就職すると利用者は減り、数字は下がる。数字（売上）と支援満足度、どちらかに偏ると崩れるというジレンマも抱えています。やりづらさも正直あります。

【松崎】 私も30年を超えた障害福祉との係わりの中で、木村さん同じ思いの経験はあります。実際に現場で直面する思い、自分に合わない人もいる、戻って来てほしい人もいる。熱意に関わる仕事だとおもいます。そして、人とは、人生とは、と考えながら、何かを持たないとそこにはいられない。それが高まると宇宙とはなにか？ という話にもなりかねないですが、そこに到達しますね。

【木村】 私もそのような話が好きです。就職時、受けた企業はすべて落ちました。それからめやす箱に声を掛けられるまで時間が経ってなかった。それも運命かと。それから11年障害福祉の世界にいます。それまで障害の世界は知らず、お会いしたこともなかった。障害がある皆さんと接してみて、人間味のある方たちであり、その方たちの人生をより良くしていくお手伝いをしていきたいと思うようになりました。人生の中でなかなか味わえない貴重な体験をしているとも思っています。ドキドキ、ハラハラ感もありますが、仕事のやりがいも感じています。

【松崎】 いろいろとお話をさせていただきましたが、それでは今度はめやす箱の今を伺いたいと思います。法人が行っている事業について教えてください。

【木村】 法人が行っている事業としては、次の7事業を24か所でしています。

- ・相談支援事業・・・3か所
- ・共同生活援助事業・・・3か所
- ・就労支援事業・・・7か所
- ・生活介護事業・・・4か所
- ・児童発達支援事業・・・5か所
- ・放課後等デイサービス・・・1か所
- ・日中一時支援（地域生活支援事業）・・・1か所

私がいる「就労センターかなで」は多機能事業所で、職員はパートを含めて12～13名います。職員採用については、パート等は事業所単位で面談して採用しています。

【松崎】 採用まで担当しているという責任ある立場ですね。労務管理も大変かと思います。

【木村】 私はもともと愛媛から来ましたが、職員のほとんどの方が地元の方です。特別支援学校からの就職率は具体的な数字はわかりませんが、利用希望者はその年々で、B型と生活介護を希望する人数にばらつきがあります。就労を目指している方が多い年と生活介護を希望する方が多い年とがあります。特別支援学校卒業生や精神障害の方の定着支援もあります。



【駐車場管理の作業】

【松崎】 東京ではなかなか就労移行支援が成り立たなくなっています。民間企業の参入が増え、発達障害の方や精神障害の方を回しているような状況がある。知的障害関係では特別支援学校からの就職率が上がり、就労継続B型や生活介護希望者が年々減ってきています。就職率が上がり働く希望が通るようになったこと、その状況は悪いことではありません。しかしその後のケア状況を考えると厳しいところです。ですから就労継続B型に若い新規の利用者は来ず、重度また高齢の方中心にケアをしています。事業としては不安定な状況ですね。

【木村】 岡山も5年前くらいと比べれば新規利用者は減ってきていると思います。就労移行支援の民間企業は岡山でも増えてきています。就労継続B型の平均工賃は1万5千円ですが、めやす箱では少ない事業所だと8千円に満たない。どんな方でもB型に受け入れ、断らずにやっていますが、重度化の中で、平均工賃を目指すことは難しいです。仕事は、車の部品の内職、民間のクリーニング、車の洗車、地域の除草作業、駐車場管理などですが、平均工賃と比べると安定した収入にはまだまだ、もう少し工賃を上げたいと思っています。



【内職（バリ取り）作業】

【松崎】 少し話を変えますが、職員の労務管理をしながら職員の支援の質も求め、その人生を支えていく、これは大変な課題ですね。

【木村】 私が入職した11年前とは雰囲気違いますね。NPOの時は周りにリスクがあってもやるしかないとの思いでやっていました。毎日良い意味で戦争のようでした。社会福祉法人になり、リスク対策を講じることを基本とするようになり、それ自体は良いことですが、リスクを過度に考えすぎ、踏み出せないことも増えています。リスクを踏まないと進めない。新たな試みがしにくい。ご家族の方への対応もしかりです。意見を言ってもらえることは良いことですが、その対策もしなければならぬ。

【松崎】 木村さん自身の病気のこともお話に出ましたが、今はいかがですか？

【木村】 病気は24歳の時に発症し、現在は薬を飲んでいますが、安定期に入っています。難病なので、自分自身も重度化すれば障害者総合支援法に含まれるなど。難病の方の話が出ると気持ちや生活していく大変さがわかるようになりました。

【松崎】 体のことを含め応援しています。では、これから何をどうしたいかということも聞いていきたいと思います。難しさを感じていることもあれば教えてください。

【木村】 就労支援に携わるようになって半年が経ちました。皆さんにとっての就労が、人生にどのように影響してくるか、またお金を稼ぐことでの人生の豊かさをサポートしていきたいと思っています。

B型や自立訓練でも社会に飛び出していくことをどんどん進めていきたい。社会へ出るその様子を見て、本人の表情が変化し、良い顔になっている。それには障がい者と健常者の垣根がないです。自信をつけて、人生の豊かさをサポートする、変化を楽しめる事業所作りをしていきたいですね。

一方、就労継続B型に来る方の能力差も感じています。一般就職は未来の選択肢として伝えている所ですが、今のポジションでの安定も居場所としては大切です。意識を変えることは難しいですね。B型にずっといるという認識の壁を感じています。働くこと、親なき後のことを考えるきっかけ作りとしても選択肢については話していきたいです。また就労移行では常に壁を感じています。定着率のことや、就職させた後の利用者集めも事業所を進めていくためには必要です。どっちに重点を置くことが必要か、常に悩んでいます。

B型は平均工賃によって報酬単価が変わります。しかし居場所として利用している方もいる。出来ない方はどうしていけばいいのか。出来るようにする難しさやスキルアップを考えることが難しい。定着率についても課題です。3～4割以上は就職することが理想だと思いますが、職員の給与も考えなければならない。事業所として制度としての難しさ、壁を感じています。



【農園の除草作業】

【松崎】 今年度は報酬単価も変わりましたが、その点については支払う工賃と関係ない一律型ができました。工賃に応じた報酬体系から外れることは、めやす箱では考えられないですか。

【木村】 そうですね。7つの就労継続B型がありますので、協力すれば工賃をあげていけるのではないかとも思います。7つの事業所があると管理者によって考え方も異なりますので、現在は地域協働より、工賃向上に傾いていますね。

【松崎】 いろいろとお話を聞いてきましたが、最後に木村さんにとって、これだけは言いたい、大切にしたいと思うことを伺いたいと思います。

【木村】 当法人の理事長がよく「人として」といいます。利用者・職員に関係なく、支援や働き方についても。福祉のサービスの対象者は「人」です。相手の気持ち・立場に立った時に同じ支援や行動、発言ができるのか？自分が理想だと思う職員とは何か？働きやすい職場とは？それを常に考えながら働くことが大切なのだと思います。私も毎日一喜一憂しています。あの発言や行動が利用者の為になっていたのか？職員の本当の悩みに寄り添っているのか？それが正しいか決めるのは私ではないので、それが分からないのがもどかしくもあり、やりがいなのではと今では思っています。

私が難病になった時、この先は働けなくなるのではないかと悩んでいましたが、やってみたら10年以上働くことができています。定期通院で逆に体

調管理も徹底しています。場所と環境、前向きな考えがあれば何でもできる。自分が働くことも、利用者の就労支援も楽しいと思っています。

利用者の皆さんも働く中で「一人の人として」色々な思いの中で働かれています。その中で、支援の困難さ大変さで職員や利用者も苦しむことがもちろんあります。お互いに「人」同士、上手くいかないこともあるに決まっています。職員が利用者との関わりをいかに楽しめるか、楽しみをどこに見いだすか、関わりの中で見出していきたいのが福祉職を続けていくための重要な部分だと今になり思います。職員の皆さんが辞めていくことのないよう、利用者の皆さんの支援者が減ってしまわないように、「人の繋がり」を減らさないように、職員には「自分なりの支援や関わり楽しさ」を、利用者には「働く事や事業所を利用する意味や楽しさ」を上手に伝えていくことが出来ればと思います。

人が相手の仕事です。障害のあるなしに関わらず、仕方がないと思える時間もあるかもしれません。でも支援を、諦めずに毎日携われることに感謝して、客観性を持って、引っ張っていきたいと思います。

木村さんの人柄がよく伝わってきた対談となりました。一度迷って、その結果得た経験は大きいなと感じました。ご本人も難病を経験し、人生や世の中のあり方を気遣う力をお持ちです。きっと障害福祉の未来を担っていくお一人になっていくはずです。頼りたい一人です。ありがとうございました。

（全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一）

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
 - 就労に関する相談支援
 - 権利擁護に関する相談支援
- の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

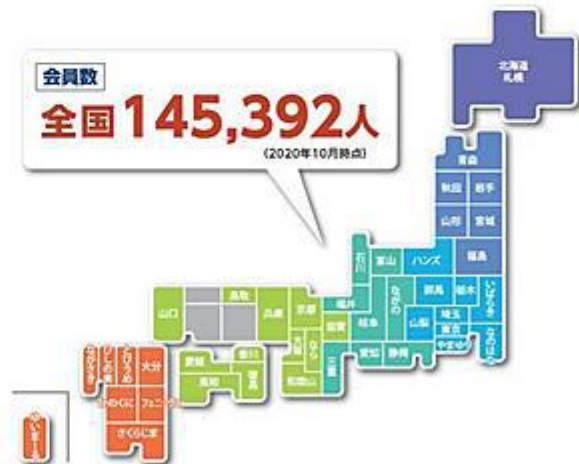
※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約145,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の
各都道府県団体の事務局となります。

2020年12月現在の内容です。(D-004959 2022-03)

全国の事業所から

ほっ・と・あんしんセンター〔社会福祉法人朔風〕 (北海道 札幌市 東区)

「ほっ・と・あんしんセンター」は札幌市基盤整備事業の認可を受けて、生活介護事業と短期入所の多機能型事業所に、グループホームを合築した4階建ての施設として、2018年(平成30年)4月にオープンしました。

“地域生活支援拠点”のモデルケースとして、一般的なグループホームでの生活が難しい重度の方、高齢な方たちのニーズに応えるべく、活動を続けています。

「ほっ・と・あんしんセンター」は、生活介護「小春びより」、短期入所「じゅーく」、共同生活援助「あおぞら」の3つの事業で成り立っている鉄筋コンクリート造、4階建ての施設です。

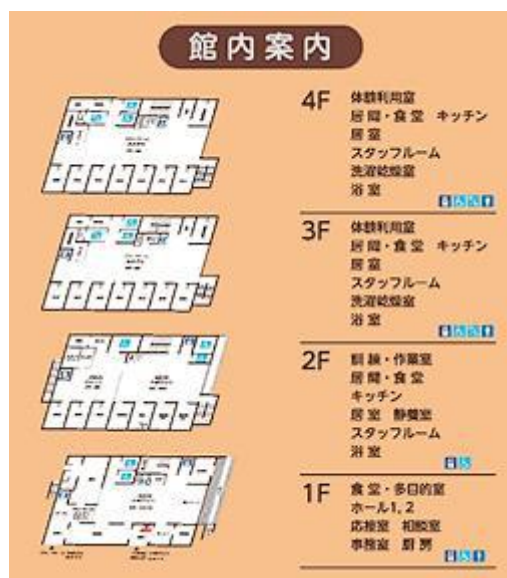
社会福祉法人朔風では、法人設立当初から「親なきあと」も利用者みなさんが住み慣れた地域で安心して暮らして行くことをスローガンの1つとして掲げてきており、この「ほっ・と・あんしんセンター」は、その集大成といえる事業なのです。

建物の1階と2階の一部は生活介護事業所(定員25名)、2階は短期入所(定員1日あたり3名)、3階と4階はグループホーム(定員16名)となっています。

「ほっ・と・あんしんセンター」の中核をなしているのは、3、4階部分の日中サービス支援型のグループホームです。



【ほっ・と・あんしんセンター外観】



【館内のフロー構成】



【3階と4階はグループホーム】



【各フロアにはリビング兼食堂】



【生活介護での作業の様子】



【午後のティータイム（生活介護）】



【短期入所も併設しています】

※いずれの写真も新型コロナウイルス感染症拡大前に撮影をしたもので、現在では感染対策としてアクリル板のパーティション等を設置して感染拡大対策を行っています。

近隣には、就労継続支援B型「札幌社会復帰センター」もあり、それらすべての事業所が協力して、利用者さんとその家族を支え続けていくことが長期目標です。

長い間、日中活動先で活躍されていた利用者さんたちも、年齢を重ねると、体力が低下したり、人によっては病気がちになったりします。そのような状況になったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける場所として「あおぞら」が整備されました。「あおぞら」を利用されている方たちのほとんどは、日中は他の事業所に通われていますが、体調不良などの理由で、事業所を休む場合があります。そのような場合でも、「あおぞら」では日中も支援者が常駐していますから、対応に困ることはありません。ただ、札幌市内においても、このような日中サービス支援型のグループホームは、まだまだ少ないのが現実です。

この2年あまり、新型コロナウイルスの感染対策に追われてきたのは「ほっ・と・あんしんセンター」も例外ではありません。建物内の消毒や換気の徹底やパーティションの設置、利用者のみなさんだけでなく、働いている支援者たちも含めて、検温などの健康管理を行ってきたことにより、「ほっ・と・あんしんセンター」内のすべての事業所が安心して利用できるように努めてきました。こうした取り組みは、今後も続けていくしかありませんが、利用者のみなさんの安全を優先するためには、社会参加の機会に制約を設けなければならなかったのも事実なので、みなさんが住み慣れた地域での以前のような生活を取り戻すためにも、1日も早い、新型コロナウイルスの収束が望まれます。

（社会福祉法人朔風 統括施設長 岩間 安泰）



全国連合会より

日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル （東北ブロック・関東甲信ブロック）について

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までの機運醸成や、今後の訪日外国人観光客の拡大等も見据え、日本の美を体現する日本の文化芸術の振興を図り、その多様かつ普遍的な魅力を世界に向けて発信するため、日本全国を舞台に「日本博」を展開しています。

全国手をつなぐ育成会連合会では、「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」の事務局を担当しており、前号では「キャラバン事業」についてご紹介いたしました。今回は10月から、東北ブロック、関東甲信ブロックで今年度の日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルが開催されますので、ご案内をさせていただきます。

東北ブロックは主に岩手県盛岡市が、関東甲信ブロックは主に埼玉県秩父市と山梨県甲府市が会場となり、9月末で緊急事態宣言等も解除となったことから、ご近隣の方は、ぜひ現地にも足をお運びください。

なお、各ブロックのホームページは下記のとおりです。

【東北ブロック】（ <https://artbrut-creation-nippon.jp/2021tohoku/> ）

オープニングセレモニーは10月23日、盛岡市の「アイーナ」です。

【関東・甲信ブロック】（ <https://artbrut-creation-nippon.jp/2021saitama/> ）

オープニングセレモニーは10月30日、秩父市の「秩父宮記念市民会館」です。

★アーカイブサイトのお知らせ★

興味はあるけど現地には行けない・・・もう一度あの作品を鑑賞したい・・・といった方のために、日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルではアーカイブサイトもご用意しております。

現時点では開催前ですのでトップページのみですが、オープニングセレモニー以降は続々と作品等が掲載されますので、こちらもぜひご覧ください。

【東北ブロックのアーカイブサイト】

<https://archive.artbrut-creation-nippon.jp/festival/iwate/>

【関東・甲信ブロックのアーカイブサイト】

<https://archive.artbrut-creation-nippon.jp/festival/saitama/>

日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルの成功に向け、皆さまのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

（全国手をつなぐ育成会連合会 東京事務所）

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…



他人の物を壊してしまった…



このようなお困り事に
心当たりがある方に…



虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(財形短保)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護賠償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。



詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

編集後記

10月8日の金曜日、関東に震度5強の地震が発生しました。10年ぶりの震度5に東京はちょっとしたパニック状態。我が家は都心から13キロほど西の三鷹市ですが、久々の大きな揺れに、食器棚やテレビが倒れないよう、それぞれ家族が押さえていました。もっと地震が大きければ押える余裕はないはずです。電車が停まり帰宅難民発生と相も変わらぬ東京に混乱ぶりでした。30年以内に70%の確率で関東に地震が起きると言われて10年。奇しくも地震の2日後の10日、テレビでは小栗旬さん主演の「日本沈没」が何度目かのリメイクで始まりました。地震・噴火・気象災害が繰り返されるのは、地理的条件にもよる日本列島の宿命ですが、被害を最小限に抑え生きていく叡智が日本人には求められているんだろうと思います。

一方、8月に1日あたり5,000人を超えていた東京の新型コロナの新規陽性者ですが、10月10日には60人となりました。そうは言っても2週間前にも東京の協議会施設から感染者が出て、当該法人はご苦労されています。まだまだ油断は禁物です。コロナウイルスに勝った！と日本中で言える日が早く来るのが楽しみです。

さて、東京の協議会からの報告を1件。この10月より地域法人協議会（33法人加盟）の委員長を私松崎より長尾英治さん（48歳）に交代となりました。松崎は全国手をつなぐ事業所協議会理事長職に専念する体制を取り、東京都手をつなぐ育成会では地域法人担当理事として新委員長をバックアップいたします。東京では民営授産と言われた作業所時代から40年に渡る活動を行ってきました。刻々と変化する時代に合わせて組織も変えてきましたが、時代はさらに変化の時期に来たようです。長尾委員長の下で大きく世代交代を図っていきます。よろしくお願いします。

（関東甲信越ブロック 松崎 伸一）

手すき風再生紙製造機
かみやえいざぶろう A3

2021年4月よりレンタル開始!

詳細はお問い合わせください

紙屋栄三郎ならカンタン手すき紙!!



A3サイズ
420mm×297mm



掃除機で脱水!

紙屋栄三郎の3つのポイント

- 1 水と家庭用電源があれば、どこでも作業可能です。
- 2 利用者さんの障がいに応じて、作業を細分化できます。
- 3 A3サイズの紙が抄けるので商品化の幅が広がります。

通常価格：880,000円（税込）
福祉施設特別価格
704,000円（税込）

寸法：高さ：135cm 幅：90cm
奥行：50cm 重量：50kg

全国各地の
作業所で
活躍中!

まずは
お問合せ下さい!

株式会社 第一クリエイティブ 担当/高木 〒422-8064 静岡県静岡市駿河区新川 2-3-15
 TEL 054-285-5633 FAX 054-285-5730 URL <http://www.1cre.jp/> E-mail webmaster@1cre.co.jp

Youtube ▶
